

道の駅びんご府中産直市連絡会議規約

(目的)

第1条 この連絡会議は、道の駅びんご府中に設置する農産物販売施設（以下「産直市」という。）において、生産者が生産した安全・安心な農産物、農産加工品及び工芸品を消費者へ提供することにより、生産者と消費者のふれあいの場を提供するとともに、地産地消を推進し、地域農業の発展と農家所得向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この連絡会議は、道の駅びんご府中産直市連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(事業)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産直市の運営・調整に関すること
- (2) 消費者との交流に関すること
- (3) 農産物等の普及・宣伝に関すること
- (4) 地域農業の振興及び地域の活性化に関すること
- (5) その他、第1条の目的の達成に関すること

(構成員)

第4条 連絡会議の構成員は、指定管理者、福山市農業協同組合、ひろしま農業協同組合及び府中市とする。

(役員等)

第5条 連絡会議に役員として、会長1名、副会長2名、監事1名を置く。

- 2 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、後任が選任されるまで在任する。
- 3 会長は、この連絡会議を代表し会務を統括する。
- 4 副会長は会長の補佐を行い、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 監事は、年1回、本連絡会議の会計事務について監査を行い、総会に報告する。

(総会)

第6条 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

2 総会は、年1回、事業年度終了後に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。

(総会の議決方法)

第7条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した構成員は出席とみなすものとする。

2 議決は、総会出席者の過半数を持って決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第8条 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び報告

(3) 規約の制定、改正

(4) 役員の選任

(5) その他本連絡会議運営上の重要な事項

(運営委員会)

第9条 連絡会議は、第3条の事業等について協議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、第4条に掲げる構成員の職員を持って組織する。

3 連絡会議は、運営委員会を適に開催する。

4 連絡会議が必要と認めたときは、運営委員会に生産者の代表を参加させることができる。

(事業年度)

第10条 連絡会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第11条 本連絡会議の経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
また、必要により構成員から負担金を徴収することができる。

(事務局)

第12条 連絡会議の事務局は、道の駅びんご府中事務所内に置く。

2 連絡会議は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、道の駅びんご府中駅長が務める。

(その他)

第13条 この規約に定める事項のほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成28年10月4日から施行する。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行後の役員任期は、平成29年3月31日とする。

3 令和5年5月30日改正

4 この規約の変更は、令和5年4月1日から施行する。